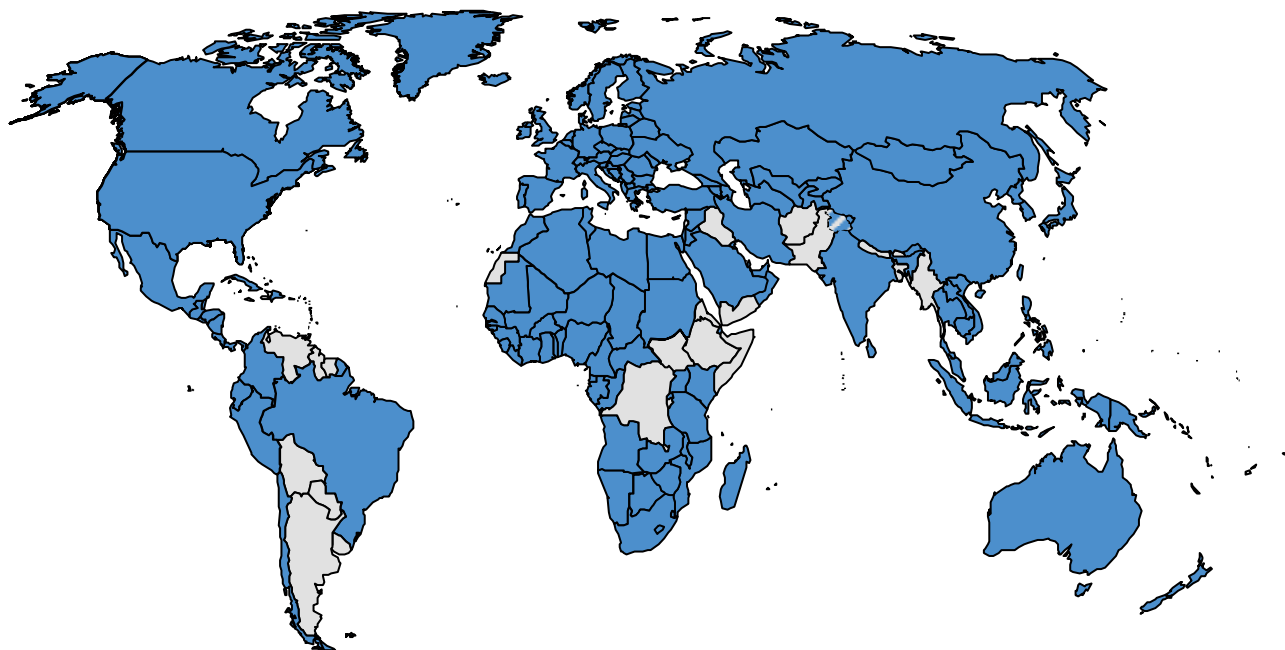
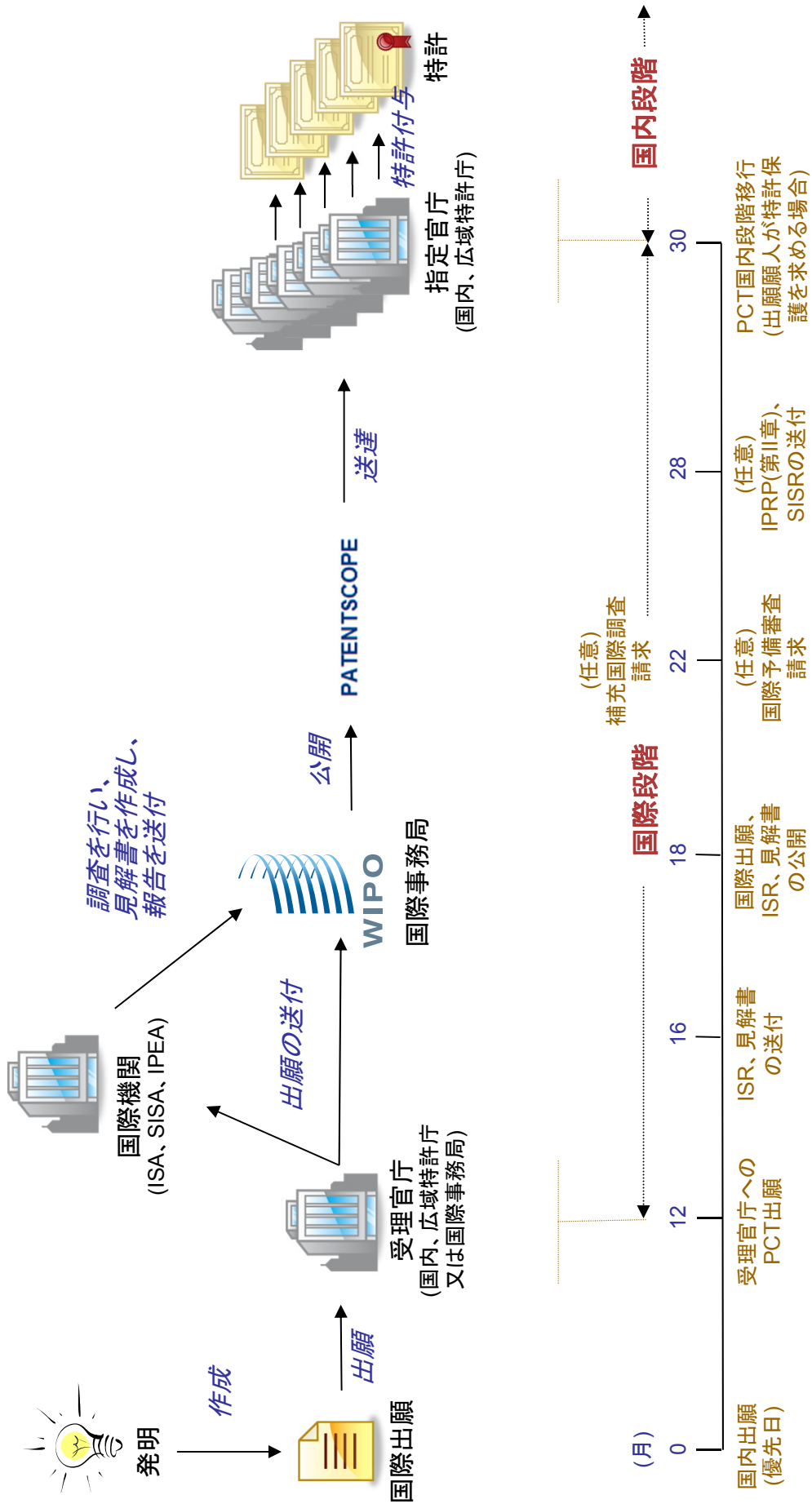


PCT FAQs

外国における発明の保護：
特許協力条約（PCT）に関する FAQ





はじめに

この特許協力条約（PCT）に関する FAQ（よくある質問）では、出願人の視点で PCT 手続の概要を説明します。個別の質問や詳細情報、お問い合わせ先については質問 29 をご覧ください。

1) 特許協力条約（PCT）とは何ですか？

PCT は、150 以上の国¹が加盟する国際条約です。PCT は、複数の国内特許出願や広域特許出願を別々に行うかわりに、一つの「国際」特許出願により、多数の国で同時に発明の特許保護を求めることが可能になります。ただし、特許権の付与は国内又は広域特許庁に委ねられ、「国内段階」と呼ばれています。

PCT の手続には以下のステップがあります。

出願：PCT の方式要件にしたがって、一つの言語で作成された国際出願を、国内、広域特許庁、又は WIPO に対して提出し、手数料一式を支払います。

国際調査：世界の主要な特許庁の一つである国際調査機関（ISA）が、発明の特許性に影響を与え得る公知文献及び技術文献（「先行技術」）を確認し、特許性に関する見解書を作成します。

国際公開：最先の出願日から 18 ヶ月を経過した後速やかに国際出願の内容が世界に公開されます。

補充国際調査（任意）：多種多様な先行技術が様々な言語や技術分野にわたって存在するため、請求に応じて、主国際調査を行わなかった ISA が、主国際調査を行った ISA によって調査されなかった可能性のある公知文献の確認を行います。

国際予備審査（任意）：出願人の請求に応じて、ISA の一機関が、通常は補正された出願について、追加の特許性に関する分析を行います。

国内段階：PCT の手続後、通常、優先権を主張する最先の出願日から 30 ヶ月で、特許取得を希望する国の国内（又は広域）特許庁に対して、直接、特許取得手続を開始します。

2) 複数の国で発明の保護を受けるにはどのような方法がありますか？

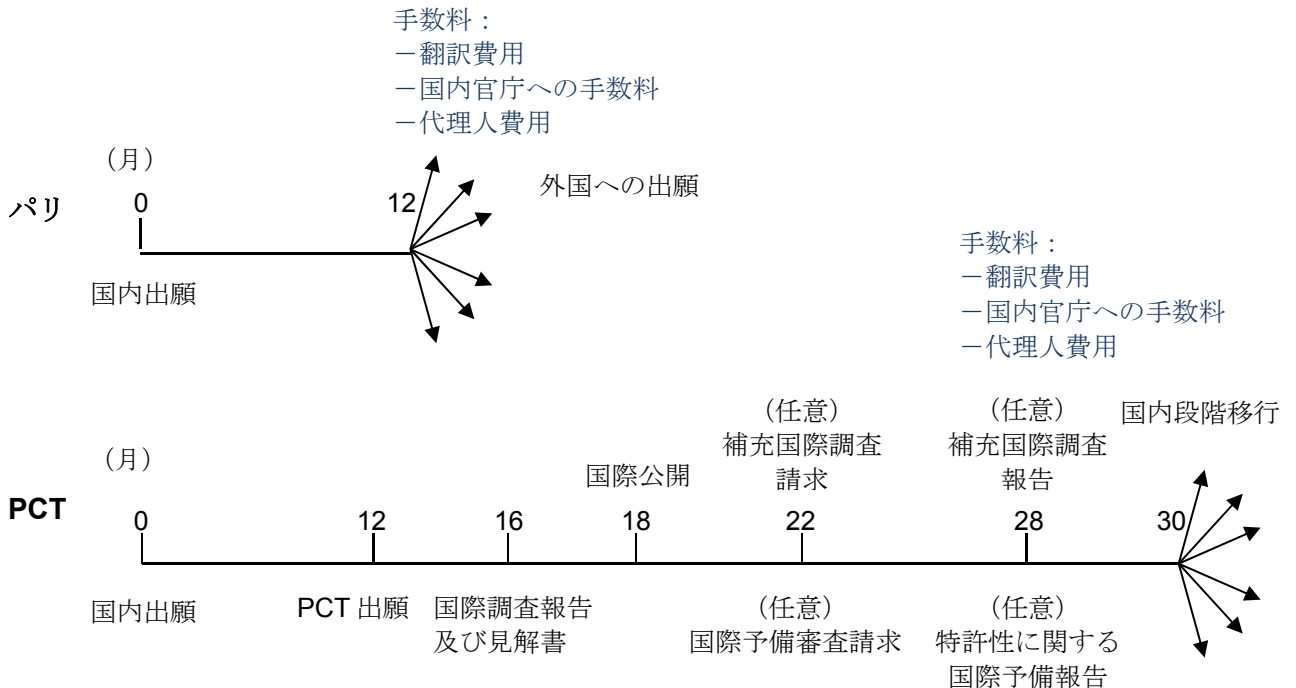
特許は属地主義です。多数の国で発明を保護するために、いくつかの方法があります。

(a) 直接あるいはパリルート：発明の保護を希望する全ての国々において同時に、別々の特許出願を直接提出することができます（国によっては、広域特許も可能です）。あるいは、パリ条約加盟国（工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の一つ）に出願した後で、他のパリ条約加盟国において、別の特許出願を、最初の特許出願の出願日から 12 ヶ月以内に提出すれば、これらの国々において、最初の出願の出願日を主張することができます（質問 11 参照）。

¹ 締約国のリストは次の WIPO のウェブサイトをご覧ください。
www.wipo.int/pct/ja/pct_contracting_states.html

(b) PCT ルート：PCT に基づいて、直接あるいは、パリ条約で規定されているように、最初の出願の出願日から 12 ヶ月以内に出願を提出することができます。これは PCT の締約国全てに有効であり、直接あるいはパリルートの出願より単純に手軽に行うことができ、費用対効果の高いものです。

パリルートと PCT ルートの比較



3) PCT はどのような人に利用されていますか？

PCT は、世界中の主要な企業、研究機関、及び大学が国際的な特許保護を求める際に使われています。PCT はまた、中小企業や個人発明家にも使われています。*PCT Newsletter* (www.wipo.int/pct/ja/newslett/2017/3_2017.pdf) には年間の PCT 出願件数の多い出願人のリストが掲載されています。

出願

4) 国際特許出願によってどのような効果が得られますか？

一般的に、国際特許出願は、国際出願日を取得するための最小限の要件を満たしている限り、国内特許出願（及び特定の広域特許出願）の効果を有しています。さらに、全ての PCT 締約国を拘束する条約及び規則において定められた特定の方式要件を満たせば、その後いかなる国内（又は広域）の方式要件への適応（及びそれに関する費用）も必要ありません。

5) どのような人が PCT に基づく国際特許出願を行うことができますか？

PCT 締約国の国民又は居住者であれば国際特許出願を行うことができます。出願人が複数いる場合は、その内の一人がこの条件を満たしている必要があります。

6) 国際特許出願はどこに提出するのですか？

ほとんどの場合、国内官庁に国際特許出願を提出することができます。また、国内法令における国の安全に関する規定によって認められている場合には、WIPOに直接提出することができます。これらの官庁はPCTの「受理官庁」として行動します。ARIPOハラレ議定書、OAPIバンギ協定、ユーラシア特許条約又は欧州特許条約の加盟国の国民又は居住者は、該当する国内法令が認めている場合、広域特許庁に国際特許出願を提出することもできます。

7) PCT 出願の際、電子形式での提出は可能ですか？

ほとんどの場合、出願人は電子形式でPCT出願を提出しています。管轄受理官庁が認めている場合には、PCT出願を電子形式で提出することができます。PCT出願を準備する際、WIPOのウェブサービス（ePCT出願）あるいはWIPOの電子出願ソフト（PCT-SAFE）を利用することで、入力されたデータが自動的に検証され、間違っていたり整合性がない入力箇所が指摘されます。さらに電子形式での出願により、たとえば関連する行動の期限を監視する機能を使って出願を管理することもできます。また、電子形式で出願することにより特定のPCT手数料が減額されます。PCTの電子出願に関する詳細はwww.wipo.int/pct-safe/ja/を参照してください。

8) PCT 国際出願や手続にかかる費用はいくらですか？ また、国内段階移行にかかる費用はいくらですか？

PCT 国際出願を提出する際、通常 3 種類の手数料を支払います。

- (a) 国際出願手数料：1,330 スイスフラン²
- (b) 調査手数料：約 150 から 2,000 スイスフラン² (ISA によって異なる)
- (c) 少額の送付手数料 (受理官庁によって異なる)

国際特許出願は全ての PCT 締約国において有効なので、この時点では、国内及び広域官庁に対して別々に出願する際に生じるであろう費用はかかりません。PCT 手数料に関する詳しい情報は受理官庁、PCT 手数料表 (www.wipo.int/pct/en/fees.pdf)、PCT 出願人の手引 (www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp)、及び PCT Newsletter から入手できます (質問 29 参照)。

特許権付与までにかかる費用のうち最も額の大きいものは、国内段階に移行する際に支払う手数料です。これには出願の翻訳費用、国内（又は広域）官庁への出願手数料、及び現地の特許代理人あるいは弁理士の手数料が含まれます。ただし、一部の官庁では、国際段階の成果物を考慮して、国際特許出願についての国内出願手数料を、直接国内出願する場合より低く設定しています。特許権を取得した際には、PCT を利用したか否かにかかわらず、特許権を存続させるための維持手数料をそれぞれの国において支払う必要があります。

² 料金は 2017 年 10 月 1 日時点。

9) PCTに基づく手数料の減額措置はありますか？

電子出願を行う場合、出願形態及び提出された出願の形式に応じて PCT 手数料の減額措置を受けることができます（質問 7 参照）。

また、発展途上国の出願人による PCT 制度の利用を奨励するため、当該国に住所を有する自然人である出願人³は、国際出願手数料を含む特定の手数料の 90%が減額されます。また、自然人であるか否かを問わず、国際連合が後発開発途上国の等級に属するものとした国の国民であってその国に住所を有する出願人も同様に 90%の減額を受けることができます。ただし出願人が二人以上のときは、各出願人がこれらの基準を満たす必要があります。

ISA の中には、出願人がある特定の国の国民あるいは居住者である場合に、国際調査手数料を減額するところもあります（PCT 出願人の手引（www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp）の附属書 D を参照）。

国内あるいは広域官庁の中には、自然人、大学、非営利研究機関、中小企業に対し、国内段階に移行する際にかかる手数料を減額するところもあります（PCT 出願人の手引（www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp）の各国内編を参照）。

10) PCT 手続きに要する時間はどのくらいですか？

各特許庁に対して国内段階の手続を開始し、国内の要件を履行する前に、多くの場合、国際特許出願から 18 ヶ月（又は優先権主張の基礎となる最先の特許出願日から通常 30 ヶ月。質問 11 参照）の猶予があります（質問 26 参照）。

出願人はこの猶予期間を活用して、特許取得の可能性や、特許保護を求める予定の国々における発明の商業的な利用性、技術的価値、及びそれらの国々での保護の継続が必要かどうかを判断することができます。しかし、国内段階移行に際して、先の特許出願の最先の出願日（優先日）から 30 ヶ月を経過するのを待つ必要はありません。出願人は、いつでも国内段階への早期移行を請求することができます。

国内段階において、各特許庁は、国内（又は広域）法令、規則及び運用にしたがって出願を審査する責任があり、特許審査及び特許権の付与に必要な期間は特許庁によって異なります。

11) 先の特許出願の「優先権を主張する」とはどういう意味ですか？

一般的に、複数の国で発明の保護を求める特許出願人は、最初に国内（又は広域）特許庁に国内（又は広域）特許出願し、その最初の出願の出願日から 12 ヶ月以内（パリ条約に規定されている期限。質問 2 参照）に、PCT に基づく国際出願を行います。

先の特許出願の優先権を主張する効果とは、後の出願（国際出願）をするまでの期間に行われたあらゆる行為、例えば他の出願、発明の公開や販売といった理由では、特許は無効にはならないことを意味します。

³ 対象となる締約国の一覧は次のリンク先を参照：www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf

1 2) 国際特許出願はどのような言語で提出できますか？

国際特許出願は、受理官庁が認めている言語であればいずれも使用可能です。国際調査を行う ISA が認めていない言語により国際出願が提出された場合には、国際調査のための翻訳文を提出しなければなりません。しかし、受理官庁は、国際調査を行う管轄 ISA（質問 13 参照）によって認められている言語であり、かつ国際特許出願が公開される「国際公開言語」（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語又はスペイン語）でもある少なくとも一つの言語により行われている出願を受理しなければなりません。したがって、出願人は常に、PCT 国際調査又は国際公開のための翻訳が必要のない言語の少なくとも一つで出願することができます。

国際調査

1 3) PCT 出願の国際調査はどの機関が行いますか？

PCT 締約国によって選定された国際調査機関（ISA）は次のとおりです：オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、チリ、エジプト、フィンランド、インド、イスラエル、日本、フィリピン⁴、大韓民国、ロシア連邦、シンガポール、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、及びアメリカ合衆国の各国内官庁、欧州特許庁、北欧特許機構及びヴィシエグラード特許機構の各広域官庁。特定の国の国民又は居住者が選択することができる ISA は、国際出願を受理する受理官庁によって決まります。複数の管轄 ISA を選択肢としている受理官庁もあります。そのような受理官庁に該当する場合には、言語や手数料等の条件を考慮した上でいずれか一つの機関を選択することができます。

1 4) PCT 国際調査とはどのようなものですか？

PCT 国際調査とは、特許出願で主に使用される言語（中国語、英語、ドイツ語及び日本語、また場合によってフランス語、韓国語、ロシア語及びスペイン語）による関連特許出願及び技術文献を対象にして行われる、高度な先行技術調査のことです。国際調査の高い品質は、PCT に規定された調査すべき資料に関する基準、経験の深い特許庁でもある ISA の有能なスタッフ及び統一された調査手法によって保証されています。調査結果は、国際調査報告及び発明の特許性に関する ISA の見解書に記載されます（質問 15 及び 18 参照）。

1 5) 国際調査報告とはどのようなものですか？

国際調査報告は、主に国際出願において開示されている発明の特許性に影響を与える公開特許文献及び先行技術に関する参照文献のリストから構成されます。調査報告には、リストに示された各文献に対して、特許を得るために重要な新規性及び進歩性（非自明性）に関する評価が示されます。調査報告に加え、ISA は特許性に関する見解書を作成し、発明の特許性に関して詳細な分析を提供します（質問 18 参照）。国際調査報告と見解書は、ISA から出願人に送付されます。

⁴ 当該官庁は選定されたが、まだ ISA として運用を開始していない。

1 6) 国際調査報告にはどのような利用価値がありますか？

国際調査報告は、PCT 締約国における特許取得の可能性を判断する上で有用です。国際調査報告が肯定的である、すなわち、引用された文献（先行技術）が特許取得を阻害するものではない旨示されている場合には、保護を求める国々でのその後の手続を円滑にします。国際調査報告が否定的である場合（例えば、発明の新規性あるいは進歩性を否定する文献が列挙されている場合）には、（当該出願がこれらの文献に記載された発明と異なることを明確にするため）国際特許出願の請求の範囲を補正した上で公開するか、公開の前に出願を取り下げるかの選択をすることができます。

1 7) 国際調査は全ての国際特許出願を対象に行われますか？

原則として、国際調査は全ての国際特許出願に対して行われます。ただし、ISA が調査を行うことができない場合もあります。例えば、国際出願が ISA が国際調査することを要しない対象に関するものである場合、及び明細書、請求の範囲、又は図面が有意義な調査を行うことができる程度に明瞭でない場合などです。そのような場合、ISA は国際調査を作成しない旨の宣言を通知します。

ISA が部分的な調査報告を発行する場合もあります。例えば、国際出願が複数の発明を含んでおり、ISA によって、出願人がそれらの追加の発明の調査に必要な追加費用を支払っていないと判断された場合です。

1 8) 国際調査機関の見解書とはどのようなものですか？

ISA は、出願された全ての国際出願について、国際調査報告の作成と同時に、国際調査報告の結果を考慮した上で発明が特許性を満たしているかについて予備的かつ非拘束的な見解を作成します。この見解書は、国際調査報告とともに出願人に送付され、国際出願の内容についての詳細な見解により調査報告の結果の理解や解釈を助け、特に特許取得の可能性を判断する際に役立ちます。この見解書は、当該出願と同時に公衆に利用可能となります。

補充国際調査

1 9) PCT 補充国際調査とはどのようなものですか？

補充国際調査とは、国際調査（「主国際調査」）に追加して、一又は複数の補充国際調査を、主国際調査を行った ISA 以外の ISA が行うよう、出願人が請求することができるものです。補充国際調査を請求することで、調査される文献の対象範囲が言語面及び技術面で拡大され、国内段階で新たな特許や先行技術文献が発見されるリスクを軽減できます。

2 0) 補充国際調査報告とはどのようなものですか？

補充国際調査報告の内容及び外観は通常、主国際調査報告と類似しています。国際出願においてクレームされている発明の特許性に影響を与える特許またその他の技術文献の参照リストを含みます。しかし、国際調査報告ですでに引用されている文献に関しては、補充国際調査で発見されたその他の文献との組み合わせで新たな関連性が認められ必要とされる場合以

外は、再掲載されません。補充国際調査報告は、主国際調査報告よりも詳細な説明を含む場合もあります。これは、主国際調査とは異なり、見解書が補充国際調査報告とともに作成されないため、追加された詳細情報により提示された関連文献を理解するうえで助けになります。

国際公開

2 1) PCT に基づく国際公開の内容はどのようなものですか？

国際出願は、優先日から 18 ヶ月経過後速やかに（それ以前に取り下げられている場合を除き）国際調査報告と共に WIPO が公開します。PCT 国際出願は、PATENTSCOPE (www.wipo.int/patentscope/search/ja/structuredSearch.jsf) にてオンラインで公開されます。この PATENTSCOPE は柔軟性、多言語インターフェース、そして翻訳機能を備えた、強力かつ様々な検索が可能なユーザ及び公衆向けのデータベースで、公開された出願の内容を理解するのに役立ちます。

2 2) 第三者が国際出願の一件書類に含まれる文書を閲覧することは可能ですか？もしできるならいつですか？

国際公開までの間（優先日から 18 ヶ月）は、出願人が請求又は承諾しない限り、第三者が国際出願を閲覧することは許されません。もし、出願を国際公開前に取り下げることが希望する場合は、国際公開は行われず、その結果、第三者による閲覧は許可されなくなります。しかし、国際公開が行われた場合は、国際出願の一件書類中の特定の文書は、公開された国際出願と共に、PATENTSCOPE で閲覧可能な場合があります。例えば、ISA の見解書や当該見解書に対する非公式コメントなどです。

国際予備審査

2 3) 国際予備審査とはどのようなものですか？

国際予備審査とは、国際調査機関の見解書の作成と同じ基準に基づいて行われる 2 回目の発明の特許可能性の評価です（質問 18 参照）。国際調査報告において引用された文献及び ISA の見解書において示された結論を克服するために国際出願の補正を希望する場合、国際予備審査は、国内段階に移行する前に積極的に審査手続に関わり審査官の結論に影響を与えることのできる唯一の機会になります。出願人は補正書及び答弁書を提出することができる他、審査官との面接を行うことができます。国際予備審査手続の最後には、特許性に関する国際予備報告（IPRP 第 II 章）が作成されます。

国際予備審査を行う国際予備審査機関（IPEA）は、上述の ISA と同じです（質問 13 参照）。特定の PCT 出願に対して、複数の国際予備審査機関がある場合がありますので、詳細は受理官庁に尋ねるか、*PCT 出願人の手引*や *PCT Newsletter* を参照してください。

24) 特許性に関する国際予備報告（第II章）にはどのような利用価値がありますか？

特許性に関する国際予備報告（第II章）は出願人に送付される他、WIPO、国内（又は広域）特許庁にも送付され、当該報告には、既に調査が行われたそれぞれの請求の範囲について、国際的な特許性の要件を満たすか否かの見解が含まれます。これは、補正された出願のほとんどの場合において、出願の特許取得の可能性を評価するより強力な基礎になる他、報告が肯定的である場合には、国内及び広域特許庁に対する手続を進めるためのより強力な基礎にもなります。しかし、特許の付与に関する最終決定は移行先の各国内又は広域官庁に委ねられています。国際予備報告（第II章）は、それらの官庁によって考慮されますが拘束力をもつものではありません。

国内段階

25) どのように国内段階に移行するのですか？

国際出願の手続をさらに進めるか、又はどの締約国において進めるかを決定した後、国内段階に移行するための要件を満たす必要があります。これらの要件には、国内手数料の支払い、及び場合によっては出願の翻訳文の提出が含まれます。ほとんどのPCT締約国の特許庁の場合、これらの手続は優先日から30ヶ月以内に行う必要があります。国内段階への移行に関連して、例えば現地代理人の選任等の更なる要件がある場合があります。国内段階移行に関する一般的な情報は、*PCT出願人の手引の国内段階の概要*に掲載されており、手数料及び国内要件に関する特定の情報は、同手引の各PCT締約国の国内段階に掲載されています。

26) 国内段階ではどのようなことが行われますか？

国内段階に移行すると、当該国内又は広域特許庁は、特許を付与するか否かを判断する手続を開始します。これら官庁の行う審査において、PCT国際調査報告及び見解書、さらに国際予備審査報告が助けになることが期待されます。

その他の情報

27) PCTにおけるWIPOの役割はどのようなものですか？

WIPOはPCTの管理を行います。また、PCT総会、PCT作業部会、及び国際機関会合を企画します。さらに各PCT出願に対してWIPOは以下の役割を果たします。

- 出願書類の受理及び保管
- 方式審査
- WIPOオンラインデータベースであるPATENTSCOPEにおいて国際出願を公開
- 条約及び規則に基づくPCT出願に関するデータを公開
- 必要に応じて、PCT出願の一部及び特定の関連文書を英語・フランス語に翻訳
- 官庁及び第三者への文書の送達
- 官庁及び利用者に対する法的助言

さらに、

- PCT制度の全体的な調整

- 現在及び将来の締約国並びにその官庁に対する協力
- PCT を実施するための国内法令及び締約国の官庁における内部手続の整備に関する助言
- *PCT 出願人の手引*、*PCT Newsletter* の発行
- PCT ウェブサイト、ウェビナー、電話及び電子メールによる PCT 関連情報の提供と発信
- PCT セミナー及び研修の計画と実施

28) 特許協力条約のメリットは何ですか？

PCT に基づく手続は、出願人、特許庁、及び公衆にとって以下のようなメリットがあります。

- (a) PCT を利用しない場合に比べて、更に 18 ヶ月もの時間的余裕の中で、外国において特許保護を求めるかどうかの再検討、各国における現地代理人の選任、必要な翻訳文の準備、国内手数料の支払いを行うことができます。
- (b) 国際出願が PCT により規定されている方式要件を満たしている限り、いかなる PCT 締約国の特許庁によっても、出願の国内段階手続において方式的な理由で拒絶されることはありません。
- (c) 国際調査報告及び見解書は、発明の特許性に関する重要な情報を含んでおり、その後のビジネスの方針を決定するためにより強力な基礎を提供します。
- (d) 任意の国際予備審査の期間中には、様々な国内特許庁の手続の前に国際出願を補正し、審査官と十分に討議し、出願を整える機会が与えられます。
- (e) 国際出願に添付される国際調査報告、見解書、及び場合によっては特許性に関する国際予備報告により、国内段階での特許庁における調査及び審査業務は著しく軽減されます。
- (f) 出願人は、PCT 特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）の合意または同様の制度を有する締約国において、国内段階で早期審査手続を利用できる可能性があります（www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html 参照）。
- (g) 各国際出願は国際調査報告とともに公開されるため、第三者にとっても当該発明の特許性について評価するのに役立ちます。
- (h) 出願人にとっては、オンライン上の国際公開によって発明を世界中に知らせることになります。また、PATENTSCOPE 上で、ライセンス契約締結に関心があることを示すことで、効果的な宣伝手段となり、かつ潜在的なライセンシー探しを可能にします。
- (i) また一般的に、国際段階において行われた業務は各官庁で繰り返されないため、文書の準備、通信、翻訳に係るその他の費用を節約をすることができます（例えば、優先権書類の謄本は一通提出すれば良く、複数提出する必要はありません）。
- (j) 国際段階の終わりに、もし発明に特許性がないと判断された場合、PCT 出願を放棄することができ、直接外国で保護を求める際に発生したであろう、各国での現地特許代理人の選任、必要な翻訳文の準備、国内手数料の支払いといったコストを節約することになります。

PCT はこのように

- 世界との距離を縮め、
- 多様な方式要件を履行する手続きの合理化をはかり、
- 国際的に特許保護を求める際に必要な主な費用を繰り延べし、

- 特許性に関する判断のより強力な基礎を提供し、
- 国際的に特許保護を求める世界中の主要な企業、研究機関、及び大学⁵に利用されています。

29) PCTに関する詳細情報はどこで入手できますか？

PCT ホームページ (www.wipo.int/pct/ja/) 及び PCT の様々な刊行物において、様々な言語で例えば以下のリンク先から詳細情報を入手することができます。

- *PCT 出願人の手引* (www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp)
- *PCT Newsletter* (月刊) (www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html)
- *PCT Highlights* (www.wipo.int/pct/en/highlights/)

PCT に基づく国際特許出願を検討中の方は、国内の資格を有する弁理士又は代理人、国内又は広域特許庁に相談することをおすすめします。

PCT インフォメーションサービス (**PCT** に関する一般的な質問はこちら) :

電話 : +41-22-338-83-38

Fax : +41-22-338-83-39

E-mail : pct.infoline@wipo.int

WIPO への直接出願についてはこちら :

World Intellectual Property Organization

PCT Receiving and Processing Section

34, chemin des Colombettes

CH-1211 Geneva 20, Switzerland

電話 : +41-22-338-92-22

Fax : +41-22-910-06-10

E-mail : ro.ib@wipo.int

ウェブサイト : www.wipo.int/pct/ja/filing/filing.html

⁵ 例えば、ZTE、パナソニック、シャープ、ファーウェイ、ボッシュ、トヨタ自動車、クアルコム、シーメンス、フィリップス、エリクソン、カリフォルニア大学、マサチューセッツ工科大学、ハーバード大学、ジョンズ・ホプキンス大学、コロンビア大学、テキサス大学群、ソウル国立大学、ルランドスタンフォード短大、北京大学、フロリダ大学